

## パナマ内政・外交（2019年10月定期報告）

### 【ポイント】

○8日、コルティソ大統領は政権発足100日に際し、国内経済の再活性化等、大統領就任時に100日目標として掲げた公約を全て履行したことに満足の意を表明した。

○20日より24日まで、コルティソ大統領及び同夫人は、即位の礼に参列するため訪日した。日本での滞在中、パナマ代表団は安倍総理大臣との首脳会談を行った他、公的機関や企業等とも会合を行った。

○29日より30日まで、メキシコを訪問したコルティソ大統領は、ロペス・オブラドール大統領及び関連閣僚と会談し、貿易、医薬品の購入、移民、農業支援等分野での予備的合意を得た。

### 【本文】

#### ●内政

##### 1 コルティソ政権発足100日

(1) 8日、コルティソ大統領は政権発足100日に際し、国内経済の再活性化等、大統領就任時に100日目標として掲げた公約を全て履行したことに満足の意を表明した。

(2) 代表的なものとして、コルティソ大統領は、米金融大手シティグループからの総額20億ドルの国債発行を挙げ、国際的なパナマへの信頼回復の表れとして評価した。

(3) また、コルティソ大統領は、国会での官民パートナーシップ法と、その法的枠組みを規定したプライムレート法の承認に関し、国際機関より域内で特に優れた法律として評価されており、国内経済への貢献が期待される旨述べた。

(4) コルティソ大統領は、過去5年政府からの返済が滞っていた金融機関への債務に関し、総額4億2千万ドルを返済したことを評価すると共に、短期債務については債務取消に向け現在パナマ銀行連盟間で交渉している旨述べた。

(5) コルティソ大統領は、最高裁新判事の任命、質の高い教育及び保健へのアクセス及び農業分野の強化等その他分野についても引き続き注力していく旨述べた。

##### 2 国会前期会期での憲法改正法案の承認

(1) 28日、国会は第三読会にて、賛成多数で憲法改正法案を承認した。今般承認された改正案は、現行憲法の94条項への修正及び2つの新たな章を加える旨提案するものである。

(2) 改正内容は、7月に発展のための協定委員会より閣議に提出された憲法改正案の大筋に変更はない一方、国会審議を通して国会議員に大臣の罷免権や予算の修正権等、議員の権利拡大を図る条項が新たに加えられた。

(3) 今般前期会期で承認された憲法改正法案は、2020年1月からの後国会期で同様に審議され、承認された最終憲法改正法案の可否を問う国民投票が行われる。

(4) かかる承認を受け、29日から31日にかけて、国会前にて学生、労働組合及びNGO団体を中心に、承認された改正法案の内容、特に同性婚を禁止する条項に抗議するデモが発生した。デモは概ね平和裏に行われたが、与党議員による同性愛者差別の発言を受け一時激化し、当国警察によるとこれまでに未成年者を含めた52名が逮捕された。

(5) コルティソ大統領は、一連の動きに対し、同性婚を禁止する改正点への抗議の緩和を考慮し、人種、性別及びイデオロギーによって国民を差別するような条項は憲法に加えるべきでない旨発言した。

## ●外交

### 1 フェレル外務大臣のイタリア訪問

(1) 6日から11日まで、フェレル外務大臣は、イタリアを公式訪問し、ローマ法王への謁見の他、ディ・マイオ伊外務大臣、パロリン・バチカン国務長官及びギャラガー・バチカン外務長官等とそれぞれ会談した。

(2) また、フェレル外務大臣は、伊国務院とパナマ検察庁間での協力に係る覚書の締結に立会った。本覚書によって、情報システム及び技術手段の最新化など、同分野における双方のノウハウの共有を容易にし、法治国家としての機能を強化することを目的とした、二国間での訓練及び技術支援分野での協力が実現することとなる。

(3) その後、フェレル外務大臣は、サンタ・チェチリア音楽院のRoberto Giuliani院長と会談し、ラテンアメリカ地域における高等音楽教育を目的とする同音楽院の拠点をパナマに設置する可能性につき話し合った。また、フェレル外務大臣は、サンタ・チェチリア音楽院、パナマの人材育成機構(IFARHU)及び文化省間での、パナマ人学生の養成に係る協力合意の更新に立会った。

(4) また、フェレル外務大臣は、第9回イタリア・中南米カリブフォーラムへ出席した。今年度の本フォーラムは透明性、公共調達、汚職撲滅、食料安全保障、クリーン・エネルギー及び持続可能な発展及び成長に関連したテーマが取り上げられた。

### 2 コザック米国務次官補代行のパナマ訪問

(1) フェレル外務大臣は、17日から21日の日程でパナマを訪問したコザック米国務次官補代行（西半球担当）と会談した。その後、コザック国務次官補代行は、コロン県所在の天然ガス物流センターを訪問した。

(2) 国務次官補代行として初めての外遊となった今般のパナマ訪問において、コザック国務次官補代行は、自身も関わったトリホス・カーター条約締結に向けた交渉を思い起こしながら、パナマ運河のこれまでの発展と進歩を強調した。

(3) フェレル外務大臣とコザック国務次官補代行は、多分野に亘る二国間アジェンダ及び良好な二国間関係について協議した。なお、コザック国務次官補代行は、コルティソ大統領とも会談した。

(4) 22日付の当地主要紙ラ・エストレージャによる同氏へのインタビュー記事によると、コザック国務次官補代行は、コルティソ大統領との会談では、現下のニカラグアとベネズエラ情勢等のラ米地域の情勢につき意見交換した。

(5) また中国に関し、コザック米国務次官補代行は、米国は、中国が他国に対し持続不可能な債務を押しつける傾向にあることを憂慮している。中国からの投資がパナマ国民にとって真にメリットがあるかどうか検証する、パナマ政府の現在の取組について、米国政府は賢明なものとして評価している旨述べた。

### 3 コルティソ大統領夫妻の即位の礼参列

20日より24日まで、コルティソ大統領及び同夫人は、即位の礼に参列するため訪日し、ロハス大統領府投資促進担当大臣が同行した。日本での滞在中、パナマ代表団は安倍総理大臣との首脳会談の他、公的機関や企業等と会合を行った。

### 4 コルティソ大統領のメキシコ訪問

(1) 29日より30日まで、コルティソ大統領はメキシコを訪問し、ロペス・オブラドール大統領及び関連閣僚と会談した。諸会談において両国は、貿易、医薬品の購入、移民、農業支援等分野での予備的合意を得た。

(2) 訪問を終えるにあたり、コルティソ大統領は、パナマ及び新政府にとって、メキシコとの二国間関係の強化は極めて重要である旨述べた。一方で、ロペス・オブラドール大統領は、パナマ代表団の受入れに満足の意を表明すると共に、二国間の協力関係の強化への関心を示した。

(3) 両首脳は、二国間の自由貿易協定は更なる活用の余地があるとの見解で一致した。コルティソ大統領は、両国間の貿易及び投資を促進していく旨述べた。二国間FTAは2014年4月に署名、2015年7月に発効している。

(4) コルティソ大統領は、公的及び民間全ての医療機関への医薬品の供給という政府公約の履行に向け、医薬品の購入に係る二国間協力の促進につき合意

した旨述べた。メキシコ側からは、医薬品の供給範囲を拡大すると共に、確実な供給を保証するための方法について経験を共有する提案を受けた。

(5) 両国は、ラ米域内の経済成長及び社会開発に貢献する、包摂的市場統合のプラットフォームである太平洋同盟のイニシアチブにつき確認した。メキシコ政府は、右イニシアチブへのパナマの加盟を支持する旨表明した。右イニシアチブは現在チリ、コロンビア、メキシコ及びペルーによって構成される。

(6) 協力分野に関し、2020年までに水資源の活用、漁業、海洋科学調査、養殖技術、衛生保健上のリスク予防、農牧開発提案及び酪農業の生産モデル等のプロジェクトを承認することで合意した。

(7) 両国関連閣僚は、農業、食糧及び農産加工分野における、生産者の生活の質改善及び社会的弱者への食糧供給の拡大を目指した既存プロジェクトの発展とグッドプラクティスの共有を優先することで合意した。

(8) また、空路での人の移動に際し安全保障上のリスクを最小限とすることを目的とした、二国間での情報承認制度を導入する覚書の締結に向け交渉を再開することで合意した。

(9) コルティソ大統領の今次メキシコ訪問には、フェレル外務大臣、ミロネス治安大臣、マルティネス貿易産業大臣及びトゥルネル保健大臣が同行した。

(了)